

資産公開の概要まとまる

尼崎市議会議員政治倫理条例に基づき、議員の資産公開を行います。

議員から、議長に提出された資産や所得などに関する報告書は、6月2日から議会図書室で閲覧することができます。

資産公開制度とは

本市議会の資産公開制度は、議員に係る政治倫理条例に基づき、議員みずからが資産や所得、関連会社などに関する報告書を公開することができる自主公開型の制度です。

これらの報告書が26人の議員から提出されましたが、その概要は別表のとおりです。

閲覧の手続きは

資産や所得などに関する報告書は、6月2日から議会図書室で、所定の手続きにより閲覧することができます。詳しくは議会事務局総務課（☎6489 6103）まで、お問い合わせください。

資産等報告書等の概要

(提出議員)		
騰 和美、今西 恵子、亀田 孝幸、河村 慶彦、小柳 久嗣、酒井 一、		
塩見 幸治、杉山 公克、仙波 幸雄、高橋 藤樹、田村 征雄、辻 修、		
都築 徳昭、畠山 郁朗、早川 進、開 康生、広瀬 早苗、弘中 信正		
福島さと子、前迫 直美、松村ヤス子、真鍋 修司、宮城 亜輻、森村 太郎		
安田 雄策、義村 玉朱		(26人)

資産等報告書・資産等補充報告書

- ・資産等報告書は、新たに資産等報告書を提出する議員で、平成19年12月31日現在、議員が有する土地、建物等の資産等の報告
- ・資産等補充報告書は、既に資産等報告書を提出した議員で、提出後議員が新たに有することとなった資産等であって、平成19年12月31日現在において有するものの報告

項目	資産等報告書	資産等補充報告書
土地	(提出者なし)	1人
建物		1人
預貯金等		4人
有価証券(株券)		1人
自動車		1人
貸付金		1人
借入金		1人

所得等報告書

平成19年中の議員の給与所得等の各種所得等の報告

項目	人数	最大～最小
給与所得	26人	10,659,000～9,012,984
雑所得	4人	1,457,620～125,546

関連会社等報告書

平成20年4月1日現在に、議員が報酬を得て会社等の役員、顧問その他の職に就いている場合の報告

項目	人数
民間会社の役員等	人
本市の外郭団体の役員等(議会選出)	10人
上記両方に該当する者	1人